

## 第23回世界スカウトジャンボリー会場運営管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、第23回世界スカウトジャンボリー（以下「23WSJ」という。）の円滑な運営と秩序の維持を図るため、大会会場における運営管理に係る必要な事項を定めるものとする。

### (管理者)

第2条 前条に規定する区域の運営管理者（以下「管理者」という。）は、23WSJ大会本部とする。

### (適応範囲)

第3条 この要綱が適用される大会会場は、下図のジャンボリーエリアとし、ジャンボリーエリア内にID管理エリア及びアリーナ管理エリア（8月2日のみ）を設定するほか、「やまぐちジャンボリーフェスタ」開催期間中は、フェスタエリアを設定する。

### (入場方法)

第4条 ID管理エリアへ入場しようとする者は、事前手続きにより入手したIDカード等を必要とする。また、「やまぐちジャンボリーフェスタ」来場者も手続きによりIDカードを必要とし、行動範囲は、原則、フェスタエリア内に限定する。

### (持ち込み禁止物)

第5条 入場者等は、ID管理エリア内に次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、管理者が、特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 毒劇物、爆発物、火薬類、油類、発煙筒、爆竹、ラジコン（ドローンを含む）、エアガンその他危険物
- (2) 動物類（盲導犬、介助犬及び聴導犬の身体障がい者補助犬を除く）
- (3) その他23WSJの運営と秩序の保持を妨げ、又は、妨げるおそれのある物  
なお、ボーイスカウト関係者が、業務以外でアリーナ管理エリア内に入る場合も、上記持ち込み禁止物に加えて、
  - (1) はさみ、カッターナイフ、工具類、傘等、凶器として使用されるおそれのある物
  - (2) ビン類、缶類（スプレー缶を含む）
  - (3) 旅行鞆、アイスボックス等大型、又は大量の荷物
  - (4) 酒類
  - (5) 無線通信機器（携帯電話及びPHSを除く）
  - (6) 拡声器、ラジオカセット、楽器、レーザーポインター、反射鏡等、又は光を発する物で、その使用方法により他の入場者や運営上の迷惑となるおそれのある物の持ち込みを禁止する。

### (禁止行為)

第6条 入場者等は、大会会場において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく大会会場に立ち入ること
- (2) 立入禁止区域に立ち入ること
- (3) ID管理エリア内に、管理者が交付したIDを所持しないで入場すること。又他の者のIDを使用して入場すること
- (4) 飲酒すること。又酒気を帯びて入場すること
- (5) 通行の妨害となる行為又は示威もしくは喧騒にわたる行為をすること
- (6) 施設、設備、器物等を汚損し、もしくは破損し、又はみだりに操作すること
- (7) 公園施設を損傷する等、山口県立都市公園条例の規定に反する行為を行うこと
- (8) 入場者への脅迫、威圧、侮辱、挑発もしくは面会を強要し、又は会場内に居座ること
- (9) 指定された場所以外の場所において飲食・喫煙し、又は火器を使用すること
- (10) 指定された場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪すること。
- (11) 軽飛行機（ライトプレーン）やラジコン（ドローンを含む）を飛行させること
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序の保持と円滑な運営を妨害するおそれのある行為や物を持ち込むこと。

### (行為の制限)

第7条 大会会場内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 文書、図面その他の印刷物を頒布し、又は貼付すること
- (2) プラカード、看板、のぼり、旗、横断幕、懸垂幕、アドバルーン、ゼッケン、拡声器、無線機、楽器、CDラジカセ等を設置、掲出、掲揚、携行、着用すること。
- (3) テントその他工作物を設置すること。
- (4) 宣伝、勧誘、署名、講演、集会、布教、売店の設置、その他販売を行うこと
- (5) 電熱器、ガス、その他これらに類する火気を使用すること

(その他の遵守事項)

第8条 ID管理エリアへの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、大会本部員など管理者が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 手荷物等の検査を受けること
- (2) 持ち込み禁止物など携行できない物は、管理者に預けること。
- (3) 管理者が交付したIDカード等を外部から視認できるように着用表示すること
- (4) 身分証明証(運転免許証、住民基本台帳、保険証等)を携行するとともに、係員等から提示を求められた場合は、これに応じること
- (5) 係員の指示、案内、誘導等に従うこと
- (6) 式典見学者は指定された席において着席し観覧すること
- (7) 式典中は携帯電話等の電源を切ること。
- (8) 式典中の入退場は避けること
- (9) 各自が火災、盗難、その他の各種事故防止に努めること

(入場の制限等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、退場を命じ、又は行為を制止することができる。

- (1) 第5条に規定した禁止物を持ち込んだ者および持ち込もうとする者
- (2) 第6条各号の禁止行為を行った者及び行うおそれのある者
- (3) 許可なく第7条各号の行為を行った者及び行うおそれがある者
- (4) 正当な理由なく前条に規定する事項を遵守しない者

(肖像権等)

第10条 会場内では大会の広報、スカウト運動の普及等を使用目的として、写真や動画の撮影を主催者及び主催者が認めた報道機関等が行う。大会参加者の他、見学者、ゲスト等、会場を訪れた者は、撮影された映像の使用については原則同意したものとす。なお、使用者側は映像の使用においては個人が特定されないよう配慮するものとする。

(その他)

第11条 ジャンボリーエリア以外で、23WSJのために施設等を使用する場合は、本要綱の規定を準用する。

附則

この要綱の施行期間は、平成27年7月28日から平成27年8月8日までとする。

以上

# 世界スカウトジャンボリー会場

